

# NISAの利便性向上等

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

2024年(令和6年)1月から新しいNISAが開始され、口座数が2,000万口座を超えるなど貯蓄から投資の流れが加速している。この流れを一層着実なものとし、「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた取組みを後押しするため、手続きの更なる簡素化・合理化や対象商品の要件の見直し等により利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図る。

### 2.内容

- (1) つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額買付方法における最低取引単位を10,000円以下(改正前は1,000円以下)に引き上げる。
- (2) つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額買付方法に加えて設定金額内で取得可能な最大口数での買付けを可能とする。

### 3.適用時期

大綱の段階では不明

### 4.影響

つみたて投資枠の利便性が向上することにより、投資の選択肢が拡大することが期待される。

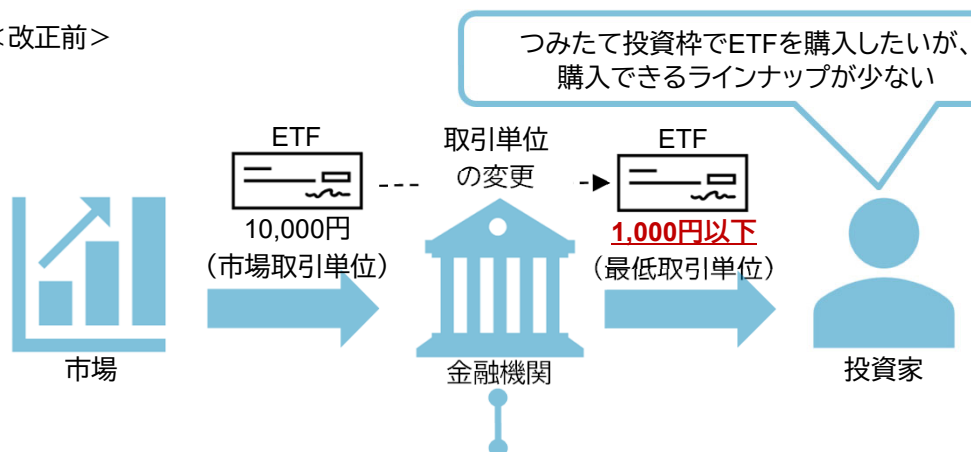
## 2. 改正の内容

### つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件の見直し

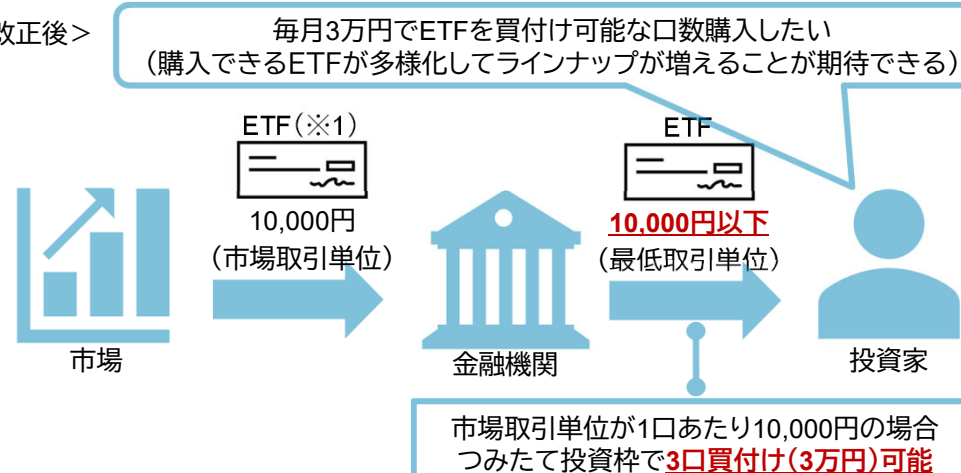
定額買付方法におけるETFの購入について、最低取引単位を10,000円以下(改正前は1,000円以下)に引き上げる。また、設定金額内で取得可能な最大口数での買付けを可能とする。

最低取引単位	改正前	1,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額で投資しやすいように最低取引単位を1,000円以下に設定</li> <li>・市場の取引単位は数万円が一般的のため、金融機関はつみたて投資枠のためにシステム構築を行って1口あたりの取引単位を変更</li> <li>・金融機関はシステム構築が必要なため、つみたて投資枠で取扱い可能なETFのラインナップが限定的</li> </ul>
	改正後	10,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低取引単位を市場の取引単位に近づけることで、金融機関はつみたて投資枠のためのシステム構築量が減少</li> <li>・つみたて投資枠で取扱い可能なETFの多様化が期待</li> </ul>
買付け口数	改正前	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額で投資しやすいように最低取引単位を1,000円以下に設定</li> <li>・1,000円以下の最低取引単位は買付け金額として小さすぎるため、つみたて投資枠で取扱い可能なETFのラインナップが限定的</li> </ul>
	改正後	設定金額内における最大口数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家が予め設定した金額の範囲内において最大の口数を買付け可能</li> </ul>

<改正前>



<改正後>



- ・金融機関は市場取引単位から最低取引単位へ1口あたりの取引単位を変更しなければならないため、システム構築を行う必要がある
- ・上記システム構築が必要なため、金融機関にて取扱い可能なETFのラインナップが限定的となっている(2024年10月24日時点で金融庁に届出があるETFは8銘柄)

※1 対象となるETF

- ①対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下
- ②対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下
- ③一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下

### 3. 適用時期

大綱の段階では不明

### 4. 影響

つみたて投資枠の利便性が向上することにより、投資の選択肢が拡大することが期待される。